

法令および定款に基づくインターネット開示事項

個別注記表

第25期（2021年4月1日から2022年3月31日）

コネクシオ株式会社

株主総会招集ご通知の添付書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社のインターネットウェブサイト (<https://www.conexio.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及び
それに類する組合への出資 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、
(金融商品取引法第2条第2項により 持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
有価証券とみなされるもの)

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数については次のとおりであります。

建	物	2～39年
構	築	3～20年
機	械	17年
及	び	
装	置	2～20年
工	具、器具及び備品	

(2) 無形固定資産 定額法によっております。

なお、主な償却年数については次のとおりであります。

の	れ	ん	5年又は20年
ソ	フ	ト	ウ
エ	ア		3～5年
キ	ャ	リ	ア
シ	ョ	ッ	プ
運	営	権	20年

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
a 一般債権 貸倒実績率法によっております。
b 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。
- (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与(中長期インセンティブを含む)の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 取締役に対して支給する賞与(中長期インセンティブを含む)の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用及び数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額をそれぞれ発生した事業年度より費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) キャリア代理店ビジネス

キャリア代理店ビジネスの収益には、主に携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売から得られる収益があります。

携帯電話等の通信サービスの契約取次、アフターサービスの提供については、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、携帯電話端末等の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断した取引については、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(2) 独自ビジネス

独自ビジネスの収益には、主に「nexi(ネクシィ)スマホサポート」の運営、MobileWorkPlace(法人向けに展開するモバイルワーク関連ソリューション)の構築と運用及びIoTソリューションの提供から得られる収益があります。

これらの収益については、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、システム開発を伴わない法人アプリの販売取引等は、在庫リスクが発生しないため、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

記載金額は、表示単位未満は端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

資産の減損損失

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

建物	138百万円
構築物	2百万円
工具、器具及び備品	59百万円
キャリアショップ運営権	38百万円
長期前払費用	10百万円
のれん	7百万円
その他	0百万円
計	257百万円

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当事業年度末において「損益計算書に関する注記」の注記事項「2. 減損損失」に記載しているように、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

回収可能価額は、使用価値により測定しており、資産グループの中の主要な資産の経済的残存耐用年数期間中の見込キャッシュ・フロー累積額を割引率で割り引いた現在価値に将来時点の正味売却価額を加えた金額となります。なお、その期間中に現在の価値を維持するための設備投資予定がある場合には、その金額を控除しております。

また、現在価値の算定に使用した割引率は、市場金利やその他の市場環境を考慮した加重平均資本コストを基礎に算定しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算定に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出には、販売台数の予測や手数料収入の見込みを主要な仮定として用いております。販売台数の予測は、直近の実績を基礎として、通信キャリア各社の料金値下げや端末価格の競争による市場の活性化・流動化、オンライン専用プランの普及、新型コロナウイルスの影響等を考慮し算定しております。手数料収入は、携帯電話等の通信サービスの契約取次、契約者へのアフターサービスの提供及び携帯電話端末等の販売に対する対価として通信キャリアより収受するものであります。

通信キャリアの販売代理店業務に係る「電気通信事業法」等法的規制に起因する外部環境変化がある場合は、店舗の稼働に対する影響や販売台数に与える影響を過去の実績をもとに店舗ごとに算定し見積りをしております。また、通信キャリアから収受する手数料は、通信キャリア毎に体系が異なっており、その種類、単位金額、対象期間、対象顧客、支払対象となるサービス業務の内容、支払通信料金に対する比率等は、各通信キャリアの業績状況や販売方針により、都度見直される可能性があります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が経済条件の変動、法的規制の変更等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は売上原価に計上していた販売手数料の一部並びに販売費及び一般管理費に計上していたシステム利用料の一部について、売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行っております。なお、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高が1,165百万円、売上原価が1,145百万円、販売費及び一般管理費が200百万円、それぞれ減少したことで、売上総利益が200百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更にに関する注記

損益計算書関係

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の計算書類の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた8百万円は、「投資事業組合運用損」4百万円、「その他」4百万円として組み替えております。

会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、当事業年度において、本社を移転することを決定したため、移転に伴い利用不能となる資産について耐用年数を短縮しております。

また、移転前の本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行っていた敷金についても、償却に係る合理的な期間を短縮しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が127百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ127百万円減少しております。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルスの感染拡大が事業に影響を与える期間と大きさについては、依然として測りかねるといのが実態ですが、現在のところ当社の事業に重要な影響は発生していないことから、今後当社の事業に与える影響が著しく大きくなることはないと判断し、主に固定資産の減損損失及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度への移行

当社は、2021年4月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行っております。

本移行に伴う影響額は、当事業年度の特別利益として280百万円計上しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,303百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	93百万円
長期金銭債権	400百万円
短期金銭債務	17百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	588百万円
仕入高	9百万円
販売費及び一般管理費	396百万円
営業取引以外の取引による取引高	400百万円

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産

① コンシューマ事業

用途 店舗及び事業所

種類 建物、構築物、工具、器具及び備品、キャリアショップ運営権、長期前払費用、のれん及びその他

場所 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、徳島県及び佐賀県

② 法人事業

用途 事業所

種類 建物及び工具、器具及び備品

場所 東京都

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当該資産につき、コンシューマ事業及び法人事業においては、将来の見通しが当初の事業計画を下回り、当該用途に使用する資産の収益性が低下した資産グループ及び移転等の意思決定をした資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額いたしました。

なお、資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.8%～5.4%で割り引いて算定しております。

(3) 減損損失の内訳

① コンシューマ事業

建物	133百万円
構築物	2百万円
工具、器具及び備品	57百万円
キャリアショップ運営権	38百万円
長期前払費用	10百万円
のれん	7百万円
その他	0百万円
計	249百万円

② 法人事業

建物	5百万円
工具、器具及び備品	2百万円
計	7百万円

(4) 減損損失を認識した資産グループの概要と資産をグルーピングした方法

当社は、コンシューマ事業においては、各ショップ、各取引先グループ別資産及び各サービス事業ごと、それ以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとし、法人事業においては、各事業所及び各サービス事業ごと、それ以外は部に係る資産群をそれぞれ一つの資産グループとしております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	44,737,938	—	—	44,737,938

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	153	41	—	194

(注) 自己株式の株式数の増加41株は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,565	35.00	2021年 3月31日	2021年 6月24日
2021年10月28日 取締役会	普通株式	1,565	35.00	2021年 9月30日	2021年 12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	1,565	35.00	2022年 3月31日	2022年 6月23日

退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

当社は、2021年4月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行いたしました。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	6,156百万円
勤務費用	368
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	△40
退職給付の支払額	△157
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	△3,082
退職給付債務の期末残高	3,252百万円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	3,252百万円
未積立退職給付債務	3,252
未認識数理計算上の差異	△74
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,178百万円
退職給付引当金	3,178百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,178百万円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	368百万円
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	13
確定給付制度に係る退職給付費用	391百万円
確定拠出年金制度への移行に伴う損益 (注)	280百万円

(注) 特別利益に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.408%
-----	--------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度363百万円であります。

4. その他の事項

当事業年度における退職一時金制度から確定拠出年金制度への一部移行に伴う影響額は次のとおりであります。

退職給付債務の減少	3,082百万円
未認識数理計算上の差異	△133
未認識過去勤務費用	—
退職給付引当金の減少	<u>2,949百万円</u>

また、確定拠出年金制度への資産移換額は2,669百万円であり、4年間で移換する予定です。なお、当事業年度末時点の未移換額1,915百万円は未払費用、長期未払費用に計上しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	567百万円
未払事業税	60
未払費用	126
商品評価損	9
退職給付引当金	699
資産除去債務	360
貸倒引当金	13
減価償却費	330
減損損失	115
資産調整勘定	16
確定拠出年金移行未払金	586
その他	210
繰延税金資産小計	<u>3,097百万円</u>
評価性引当額	<u>△40百万円</u>
繰延税金資産合計	3,056百万円
繰延税金負債	
キャリアショップ運営権	△2,127百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△78
その他有価証券評価差額金	△0
繰延税金負債合計	<u>△2,206百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>850百万円</u>

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主にキャリア代理店ビジネスを行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払代理店手数料及び未払金並びに未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、すべて1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

預け金は、キャリア認定ショップに設置しております現金受渡機への預入れ金を総合警備保障株式会社の警備輸送車により回収するサービスを利用しているものであり、信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主要な販売チャネルとなる通信キャリア認定ショップ並びに事務所の賃借に伴う敷金及び保証金であります。これらは、預託先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、商取引管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引リスク管理規程に従い、取引先ごとの与信限度額を設定し、信用状況を1年ごとに把握する体制をとっております。

②市場リスクの管理

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち37%が、特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）を参照ください。また、「現金」は注記を省略しており、「預金」「売掛金」「未収入金」「預け金」「買掛金」「未払代理店手数料」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	4	4	-
(2) 敷金及び保証金 貸倒引当金（*1）	4,032 △26		
	4,006	3,865	△140

(*1) 敷金及び保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1)市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	159
投資事業有限責任組合	48
子会社株式	13

(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	21,425	-	-	-
売掛金	27,996	-	-	-
未収入金	26,065	-	-	-
預け金	117	-	-	-
敷金及び保証金	1,080	368	973	1,610
合計	76,684	368	973	1,610

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資有価証券				
株式	4	—	—	4
資産計	4	—	—	4

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	3,865	—	3,865
資産計	—	3,865	—	3,865

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

計算書類作成会社と関連当事者との取引

計算書類作成会社と同一の親会社を持つ会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)1	取引金額	科 目	期末残高
同一の親会社 を持つ会社	株式会社 ファミリー マート	なし	商品の販売等	プリペイド カードの 販売等	9,572 (注)2	売掛金	99
				プリペイド カードの 販売委託 手数料等	12,723	未払代理 店手数料	1,213
				プリペイド カードの 販売委託等	213,019	未収入金	18,268

(注) 1. プリペイドカードの販売等及び販売委託等は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 取引金額は、取引総額で表示しております。尚、損益計算書上は「売上高から売上原価を相殺した純額で計上している取引」における売上計上金額は相殺後で18百万円、「売上高を総額で計上している取引」における売上計上金額は2,007百万円であります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,198円66銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 125円58銭 |

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	コンシューマ事業	法人事業	計
売上高			
キャリア代理店ビジネス	167,490	7,819	175,309
独自ビジネス	9,397	8,540	17,937
顧客との契約から生じる収益	176,887	16,359	193,247
外部顧客への売上高	176,887	16,359	193,247
計	176,887	16,359	193,247

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の注記事項「4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の該当事項はありません。

重要な後発事象

該当事項はありません。